

## 中教審基本制度ワーキング

### 学部・大学院における免許状の在り方についてのメモ

村山紀昭・松木健一

- 内容
1. 一般免許状について
  2. 基礎免許状について
  3. 一般免許状の教職課程の整備について

#### 1. 一般免許状と修士レベルの教員養成

##### (1) 教職の高度化が求められる背景

- (複雑化する学校) 知識基盤社会の到来と時を同じくして、学校をめぐる情勢は目まぐるしく変化し、複雑化してきている。日本語指導の必要な外国籍の児童生徒、いじめ・不登校等の課題を抱える児童生徒、発達障害等の特別支援教育が必要となる児童生徒等が増加しており、教師は適切な対応が求められている。
- (変化する地域・保護者のニーズ) 生産共同体としての地域が衰退し、福祉・教育共同体としての地域の役割が重要性を増すに伴い、学校の役割も増大している。保護者の学校に求めるニーズの多様化と教師の多忙化の中で、コミュニケーションのとれない保護者・教師の関係が増加している。
- (グローバル化する国際社会と教育) グローバル化する政治・経済の中で、子どもたちに求められる学力も世界的動向を念頭に置いた学力に転換しなければならなくなっている。急速に進歩を遂げる IT と情報化社会の伸張は、それに対応できる能力を必要としている。

##### (2) 求められる高度専門職業人としての教師像 (一般免許状が求める教師像)

- 公教育を担う高度の専門職性を有する教師として、社会から尊敬され信頼される教師であること。
- 専門職として同僚と協働をして学校の抱える課題に対応できる教師であること。
- 学校内の授業づくり・学級運営・生徒指導等に対し、自立的に状況を分析し判断し実行できる教師であること。
- 学校の地域に果たすべき役割を自覚し、地域づくりに積極的に貢献し、発信できる教師であること。
- 直面する具体的・個別的・実地的な教育課題に対処しつつ、省察的实践を通して理論と実践を架橋させ、その課題の教育、社会、文化的意味にもパースペクティブを拡大し、再構成できる教師であること。

### (3) 一般免許状の概要

- 一般免許状は、教育の高度専門職業人としての責任と自覚を持ち、同僚と協働しつつ、自立的に教育的行為を遂行できる資質能力を有する者に授与する。
- 栄養教諭・養護教諭等を除き、小学校・中学校（教科別）・高校（教科別）・特別支援学校の学校種別免許の免許状とする。

### (4) 取得要件

- 教職修士等の学位を有し、教職課程において必要な単位を修得した者に授与する。
- ただし一定の間、基礎免許状を有し採用された者で、大学と教育委員会が共同して開催する修士レベルの教職課程に準ずる学修プログラムを修了した者に対して授与することもできることとする。その認定の条件等については別に定める。

### (5) 教育課程

- 教職課程は、学校実習（3ヶ月～6ヵ月）を核とし、実践と理論を架橋する事例研究を中心に編成する（学校ベースの教育課程）
- 関係する教育委員会及び連携協力校との緊密な連携に基づいて、各自の研究課題は、連携する協力校の学校課題に密着したものとする。
- 学校種等の異なる者同士が実践経験の交流ができる機会を設けるとともに、実践報告書の作成と公表を行うこと含む編成とする。
- 学校をベースとした、実践—省察—理論—実践のサイクルによる専門職職能開発の教育課程であるとともに、学位課程としてその高い質の維持向上に努めるものとする。
- 一般免許状の取得者が初任者研修の一部を免除されるためには、教職課程の中にそれに代わる内容を含む編成とする。

### (6) 組織

- 一般免許状の課程認定を受けた大学院では、教職課程委員会を設け、FDを実施するとともに他大学との相互評価を実施することを求める。

## 2. 基礎免許状と学部における教員養成

### (1) 基礎免許状が求める専門職としての教師像

同僚と協働しつつ、自立的・探究的に教育的行為を遂行できる資質能力を育成するためには、生涯にわたって学び続ける学びの専門家でなければならない。つまり、同僚と協働し、困難に直面しても粘り強く取り組む課題探求力を有している教師であり、かつ、子どもと知を創造することを喜びとする教師であることが必要である。

- 生涯にわたって学び続ける資質能力を有した教師であること。
- 専門職として同僚と協働しながら課題探求する資質能力を有した教師であること。

- 子どもとかかわり知を創造することを喜びとすることのできる教師であること。

## (2) 基礎免許状の概要

- 基礎免許状は、教育の専門職として教職への使命感と教育的愛情を持ち、教育的事象に対し課題探求する資質能力を有する者に授与する
- 基礎免許状を有する者は、常に、教育の高度専門職業人として自立的に教育的行為を遂行できるよう成長することが求められる。またその資質能力を磨くことで教師として社会的尊敬を得ることができる。
- 従って、基礎免許状を有し教職に赴く者に対しては、基礎免許状の有効期限（7年）を設け、一般免許状の取得を義務付けることとする。（免許更新講習には一般免許状を持って臨むことが望ましい）

## (3) 取得要件

- 学士の学位を有し、教職課程において必要な単位を修得した者に授与する。

## (4) 教育課程

- 教職課程は、学生が4年間の学びを省察し今後の教師としての在り方を見通し、専門職として達成度を自ら確認することができるように、「教育実践演習」で総括するものとする。
- 教職課程では、現行の教育実習を核に、4年間を通して子どもとかかわりを持つことを重視する科目に拡充する（学校ボランティア・教育関連施設での体験等を含めた「教育実践プロジェクト」等）。
- 「教育実践プロジェクト」等に関しては、可能な限り、教職科目との連携を図るものとする。
- 教職課程では、探究的学びを重視する観点から、教科内容の構成を念頭に置きながら特定のテーマを設定し、探求する科目を設ける（「協働探求プロジェクト」等）
- 教職課程では、教職専門科目、教科専門科目の他に、市民としての判断力・コミュニケーション力・協働実践力の基礎となる科目を設ける（その際「社会人基礎力（2006 経済産業省）」で要請される資質を参照するものとする）。

## (5) 組織

- 基礎免許状の課程認定を受けた大学では、教職課程委員会を設け、FDを実施するとともに他大学との相互評価、関係教育委員会との協議を実施するものとする。

## 3. 一般免許状の教職課程の整備

高度専門職業人として社会で尊敬される教師が求められる中で、多様な人材を確保しつ

つ、すべての教員が高度な資質能力を現実化していくためには、中教審の平成18年度答申で述べられた政策提言の実施をさらに推進させ、基礎免許状から一般的免許状へとキャリアアップをしつつ学び続ける教師のあり方に即して実現することが必要である。一般免許状の取得に関しては当分の間、前述の政策提言を前進させつつ下記の4つの取得方法を準備する必要がある。

### (1) 専門職学位課程

- 教職大学院は設置後4年がたち次の6つの成果をあげており、特に大学・教育委員会の連携促進に対して、教職大学院の設置が果たした役割は大きい。
  - ①長期インターンシップによる実践・協働・省察の力量形成
  - ②学校と大学との協働
  - ③大学と教育委員会との協働
  - ④実務家教員と研究者教員との協働
  - ⑤事例研究・実践研究の発展
  - ⑥評価の組織化（5年ごとの認証評価 教員養成評価機構の設立）
- 教員免許制度改革において、入職のための免許から教師の生涯成長を支える教員免許状への転換を実現するためには、教員養成・採用・研修の総合化一体化が欠かせず、教職大学院が引き続き先駆的役割を果たすべきである。
- 各地域に教職教育課程改革の牽引役となる教職大学院を設置する必要がある。
- そのためには、教職大学院と既設大学院が併置できるよう既設大学院の必置教員数等の見直しが必要である。また、教職大学院が教科内容等についても充実していくためには、単位の一定の相互乗り入れと教科教育担当者の兼務が必要である。
- 教職大学院設置大学は、未設置大学での設置に向けた取り組みを支援すべく、全国ネットのFD・支援組織を構築する。
- 現在の教職大学院スタッフは、研究者教員と実務家教員から構成されている。しかし、教師教育の専門家として実績を積んだ大学教員が、十分に備わっているわけではない。現在のところ日本には教師教育の専門家養成機関が無い。学校連携、実践の展開と組織マネジメント、実践事例研究の力量、事例研究の方法とその叙述、改革をマネジメントする力量などについて、实际的に教育研究を積み重ねる養成機関が必要である。教師教育のファシリテーターとして優秀な実務家教員や研究者教員を養成するEd.Dの設置が望まれる。

### (2) 教育学修士課程

- 教職大学院設置大学においては、学校をベースとした学校実習等を教職大学院と協働して実施する。その際、これらの科目の履修を、教職大学院の科目で振り替えることができるようにする方向も検討すべきである。

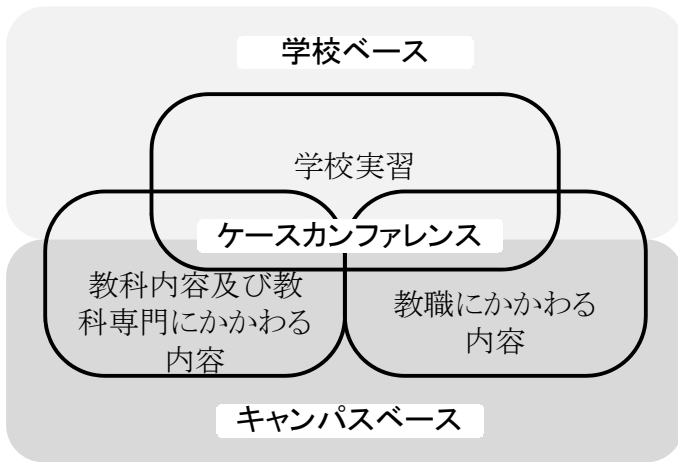
- 世界的に見て、教員養成系学部で教科専門教員を日本ほど配置している大学は無い。この特徴をいかし、カリキュラム・組織・評価改革推進のための地域コラボレーションや広域支援システムを積極的に構築する。
- カリキュラム開発をすすめていくために教科間の協働等が実現しやすくするために、教科専門分野に対応した必置教員数を見直す。
- 大学院における教職にかかわる教育課程の総体としての編成・推進・評価・改善を進める組織を設置し、不断に自己評価・自己改革を進めるとともに、大学間の相互交流を進める。
- 教科教育の一名を実務家教員とし、学校教育との連携を強めるとともに、教科内コーディネーターの役割を強化する。
- 組織改革（組織学習マネジメントの視点の導入が不可欠）をすすめ、全スタッフが協働して企画推進評価する授業の設定、協働の授業報告書の作成、授業評価の推進、自己評価のための年次報告書の作成等を実施する。
- 教職大学院の評価機構に準じた相互的な評価機構を設置する。

### （３）その他の修士課程

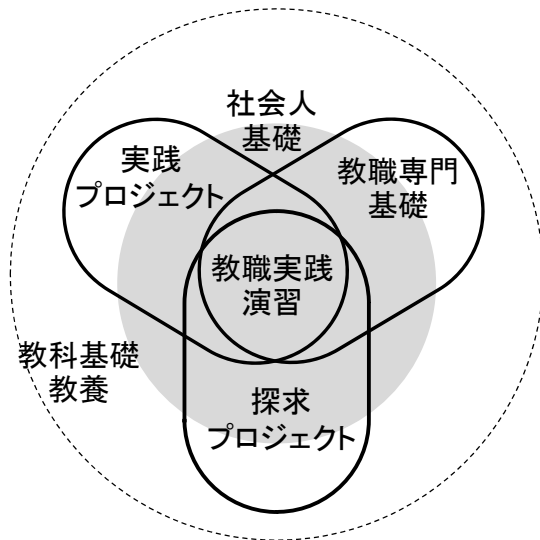
- 教職大学院及び教育学研究科の設置大学においては、学校をベースとした学校実習等を教職大学院等と協働して実施する。また、未設置大学においては、近隣の設置大学と協働して実施する体制（共同大学院等を含む）を検討する。

### （４）学修プログラム

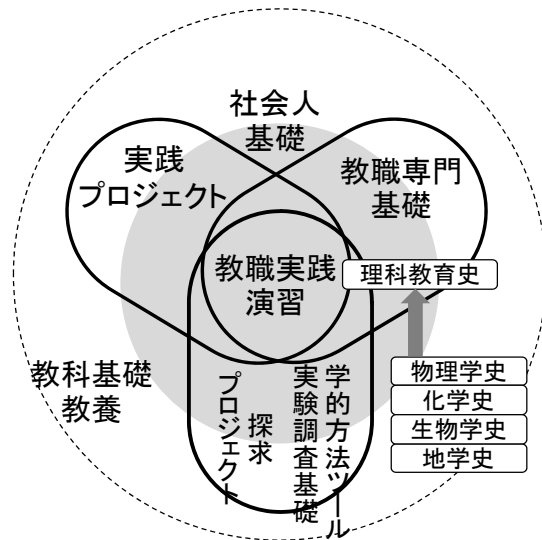
- 基礎免許状を有し採用された者は、大学と教育委員会が共同して開催する修士レベルの教職課程に準ずる学修プログラム（１年課程）を修了することで、一般免許状を取得することとした者に対して授与することもできることとする。その認定の条件等については別に定める。



一般免許状のイメージ



基礎免許状のイメージ  
(小学校)



基礎免許状のイメージ  
(中学校理科)

